

中国人に対するビザ発給要件の緩和について

我が国は、2017年5月8日から、中国人に対するビザの発給要件を緩和する措置を開始することを決定しました。

これにより、当館管轄地域（香港、マカオ）に居住する中国本土パスポートの方についても、観光目的の数次ビザを取得できることになり、申請人の年収又は資産に応じて、相当の高所得者には一回の滞在が90日以内の有効期間5年の数次ビザ、十分な経済力を有する者には一回の滞在が30日以内の有効期間3年の数次ビザが発給されます。

1 対象者

ICAO標準の機械読取式一般旅券又はIC一般旅券を所持し、かつ、数次ビザの発給を希望する一定要件を満たす者

(1) 相当な高所得者又は十分な経済力を有する者

(2) (1)の家族(二親等以内の直系親族及び同居している兄弟姉妹(血族及び姻族))

(注) 当館では、香港又はマカオに居住している方が申請できます。

一時的滞在者(訪問者)は申請することができません。

申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオIDカードを提示いただきます。

2 必要書類等

[「数次有効の短期滞在査証\(ビザ\)申請について\(中国本土パスポートの方\)」](#)を参照してください。

3 リンク

[中国人に対するビザ発給要件の緩和\(外務省\)](#)